

協議第9号

新市の名称について（名称の決定方法の確認）

新市の名称決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

協議事項	新市の名称について（名称の決定方法の確認）	関係項目	
調整の内容	新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。		
任意協議会の調整素案			

新市の名称 説明資料	
区分	内容
1. 留意事項	<p>新市名は、住民のニーズや歴史的地理的背景、3町の首長や議会の意向等をふまえ、総合的に決定する必要がある。新設合併の場合、現在の町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。もちろん、現在の名称を使用することもできる。</p> <p>従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。</p>
2. 関係法令	<p>地方公共団体の名称は地方自治法第3条で規定されており、新たに市町村が設置される新設合併には、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合の際に名称があわせて決定されることになっている。</p> <p>地方自治法第3条（地方自治体の名称） 一部抜粋 第3条 地方公共団体の名称は従来の名称による。（第2、6、7項省略） 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特定の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。</p> <p>地方自治法第7条（市町村の廃置分合と境界変更） 一部抜粋 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにこの旨を総務大臣に届け出なければならない。</p>

新市の名称 説明資料	
区 分	内 容
3.新市名の取扱いに関する留意事項	<p>新市の名称については、昭和45年に「市の名称に係る自治省通達」により既存の市の名称は使用できないとされていた。しかし、地方分権一括法が平成12年4月から施行され、自治事務扱いとなり同じ名称は、使用できるようになった。</p>
	<p>新市名の取扱いに関する自治省照会事項 (西東京市合併事務研究会資料参照)</p> <p>質問1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合 (1) 同じ表記で読みが異なる場合 【例】宮城県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし) 静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし) 回答 × …… 表記が同じ場合は不可。 (2) 異なる表記で読みが同じ場合 【例】宮城県仙台市(せんだいし) せんだい市 埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市 回答 (3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合 【例】東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市(みずほし) 奈良県明日香村(あすかむら) 明日香市(あすかし) 回答 ……全国に見て、現在も同様の事例がある。</p> <p>質問2 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合 【例】LOVE ラブ AND アンド 回答 ○……理由が明白であればよい。</p> <p>質問3 略字及び算用数字等の使用 (1)「ヶ」の使用 回答 ○……例:青ヶ島村など (2)「012345678(数字)」の使用 回答 ×……日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。 (3)「々」の使用 回答 ○……例:小佐々町など</p> <p>質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合 【例】永遠市(えいえんし) (とわし) 宇宙市(うちゅうし) (そらし) 回答 ○……新市名告示する場合、読み仮名を振ればよい。</p> <p>質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの 回答 公序良俗に反する名前 長すぎる名前 現在使用していない漢字を使用した名前</p>

新市の名称 説明資料	
区 分	内 容
4 . 先進地事例	<p>あきる野市 合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前も捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況だった。</p> <p>小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。</p> <p>西東京市 住民公募の後、小委員会を設置して10点まで絞り込みを行うこととした。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広い参加をお願いし、多くの応募があった。</p> <p>選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域の特徴、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。それを協議会では委員全員で無記名投票を行い5点まで絞込んだ。さらに、市民意向調査を実施し、市民の投票数がもっとも多かった「西東京市」に決定した。</p> <p>篠山市 任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果、一体感醸成の観点から最終的に決定した。</p> <p>あさぎり町 一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。</p> <p>応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。</p> <p>さぬき市 7月24日開催の第4回合併協議会において、5町で実施した住民アンケート調査の最終結果の内容及び第3回合併協議会時に意見として確認された各町10案の名称を提出し、総合的な見地から慎重に協議を行った結果、下記の選定理由で新市の名称は「さぬき市」とするということで確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県の旧国名であり、さぬきうどんや讃岐平野などに表されるように、全国的にも知れ渡った知名度を有する。 ・住民アンケート調査10傑においても、5町総合の上位に位置し、5町の小中学校等の若者に対するアンケートにおいても、「さぬき市」がふさわしいとする意見が多かった。 ・新市における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称である。

新市の名称 説明資料

区 分

内 容

構成市町村名から合併市町村名を採用した例

合併市町村名		形態	合併月日	構成市町村
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14.11. 1	つくば市、荳崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町

新しい名称を採用した例

合併市町村名		形態	合併月日	構成市町村
東京都	西東京市	新設	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町

新市の名称 説明資料

区 分	内 容																				
5 . 新市名称選定 (案)	<p>法定協議会で新市名称募集要項を策定し、公募する。 選定小委員会を設置し、選定小委員会において審査基準を定め、公募作品を10作品の候補に絞り込む。 法定協議会において10作品の中から新市名称を決定する。</p>																				
6 . 新市名称の 公募(案)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">選定小委員会の設置</td> <td style="text-align: center;">設 置 す る</td> </tr> <tr> <td>募集要項等の制定</td> <td style="text-align: center;">制 定 す る</td> </tr> <tr> <td>周知方法</td> <td>・協議会だより ・広報 ・ホームページ</td> </tr> <tr> <td>応募方法</td> <td>・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス</td> </tr> <tr> <td>応募資格</td> <td>・3町の住者者 ・3町の出身者 ・対象は小学生以上</td> </tr> <tr> <td>応募の記載内容</td> <td>・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名</td> </tr> <tr> <td>応募基準</td> <td> 全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称 </td> </tr> <tr> <td>懸賞</td> <td>・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等)</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>・平成15年10月1日～11月30日(2ヶ月間)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・1人につき1点のみの応募</td> </tr> </table> <p>参 考</p> <p>全国の市町村名で3町の名称と同一名称や類似名称の事例 昭和町： 山梨県中巨摩郡昭和町 福島県大沼郡昭和村 群馬県利根郡昭和村 埼玉県北葛飾郡庄和町 天王町、飯田川町の同一名称はなし。 全国の市町村名で「湖」が名称に入っている事例 静岡県湖西市 滋賀県愛知郡湖東町 滋賀県東浅井郡湖北町 滋賀県石部・甲西合併協議会(平成15年10月1日合併予定)が6月5日に合併後の名称を「湖南市」と決定。</p>	選定小委員会の設置	設 置 す る	募集要項等の制定	制 定 す る	周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ	応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス	応募資格	・3町の住者者 ・3町の出身者 ・対象は小学生以上	応募の記載内容	・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名	応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称	懸賞	・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等)	募集期間	・平成15年10月1日～11月30日(2ヶ月間)	その他	・1人につき1点のみの応募
選定小委員会の設置	設 置 す る																				
募集要項等の制定	制 定 す る																				
周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ																				
応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス																				
応募資格	・3町の住者者 ・3町の出身者 ・対象は小学生以上																				
応募の記載内容	・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名																				
応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称																				
懸賞	・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等)																				
募集期間	・平成15年10月1日～11月30日(2ヶ月間)																				
その他	・1人につき1点のみの応募																				

新市の名称 説明資料

区 分	内 容			
7. 県内の名称公募 の事例		仁賀保・金浦・象潟	千畑・六郷・仙南	大曲仙北
	選定小委員会の設置	なし	なし	有
	募集要項等の制定	有	有	有
	周知方法	協議会だより・広報・ホームページ	協議会だより・広報・ホームページ	協議会だより・広報・ホームページ
	応募方法	官製はがき	応募用紙・はがき・封書 ・電子メール・ファックス	はがき・封書・電子メール ・ファックス・ホームページ
	応募資格	小学生以上で住所は問わない	年齢制限なし	区域内に住所を有する方 年齢制限なし
	応募の記載内容	新市の名称・提案理由・住所 ・氏名・年齢・電話番号	新町の名称・ふりがな・名称の理由 住所・氏名・年齢・電話番号	名称・ふりがな・命名理由・住所 氏名・性別・年齢・電話番号
	懸賞	新市の名称として選ばれた応募者の中 から10人に記念品	新町の名称として選ばれた応募者の中 から10人以内に記念品	名付け親大賞1人(10万円) 名付け親賞5人(2万円) アイデア賞10人(1万円)
	旧市町村名の使用	使用できる	使用できる (公募時にはすべてのものを土台にあ げ、選考時に協議)	使用できない (組合せや一部使用は可)
	その他	1人につき1点のみの応募 応募総数 2,103通 738種類	・一人何点でも応募可能 ・同一人の同一名称は一点限り ・6月2日から8月22日まで募集	・1件につき1点 ・旧市町村名は使用しない ・組合せや一部使用は可 ・7月1日から8月31日まで募集
<p>本荘由利合併協議会 旧市町村名の名称使用：使用できる 公募の有無：有(2ヶ月間) 応募資格 区域内に住所を有する方 年齢制限：なし</p> <p>田沢湖角館西木合併協議会 旧市町村名の名称使用：使用できる 公募の有無：なし 協議会委員による名称案を提示(角館市7名、田沢湖市6名、北の都市5名、北都市3名 北浦市1名、東あきた市1名、東秋田市1名)</p>				

(趣旨)

第1条 この要項は、天王町、昭和町、飯田川町(以下「3町」という。)が合併した後の新市の名称を広く公募することにより、3町の合併に対する住民の関心を高め、住民参加のまちづくりを一層推進することを目的とする。

(公募の方法)

第2条 応募資格、応募方法等については、次のとおりとする。

(1) 応募資格

3町の居住者又は出身者で小学生以上の者とする。

(2) 応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれかで、1人につき1点のみの応募とする。

応募用紙

官製はがき

電子メール

ファックス

(3) 応募の記載内容

新市の名称(ふりがな) 提案理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号

3町の出身者は出身地の町名

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は、「ふりがな」を振ることを明記する。

(4) 応募基準

全国の市町村名にない名称

〔案1〕3町の名称は使用しないこと

〔案2〕3町の名称は組合せでは(1字・2字・3字)まで使用できる

〔案3〕3町の名称は使用できる

地理的にイメージできる名称

特徴を表す名称

歴史・文化にちなんだ名称

合併を記念した名称

その他新市としてふさわしい名称

(5) 応募期間

募集期間は、平成15年10月1日から平成15年11月30日までとする。

11月30日到着分まで有効とする。

(周知方法及び結果の公表)

第3条 名称応募の条件、方法及び結果の公表については、合併協議会ホームページ、合併協議会日より、3町の広報等により周知する。

(選定手順)

第4条 新市の名称は、次のとおり選定するものとする。

「新市名称候補選定小委員会」において、審査基準を定め、たうえで応募作品を10作品の候補に絞り込む。

合併協議会において10作品の中から新市の名称を決定する。

(名称の帰属)

第5条 採用された名称に関する一切の権利は、天王町、昭和町、飯田川町に帰属するものとする。

(記念品贈呈)

第6条 記念品の贈呈対象者等については次のとおりとする。

贈呈対象者

賞品の贈呈対象者は、新市の名称として採用された名前を応募した者とする。

なお、該当する者が複数の場合は、抽選により決定するものとする。

賞品

・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 10人(図書券等)

(その他)

第7条 この要項に定めない事項については、会長が別に定める。

新市名称候補選定小委員会設置要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- （1）天王町、昭和町、飯田川町が合併した場合における新市の名称の候補の選定
- （2）新市の名称の選定基準に関すること。
- （3）その他新市の名称に関し必要な事項

（組織）

第3条 小委員会は、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

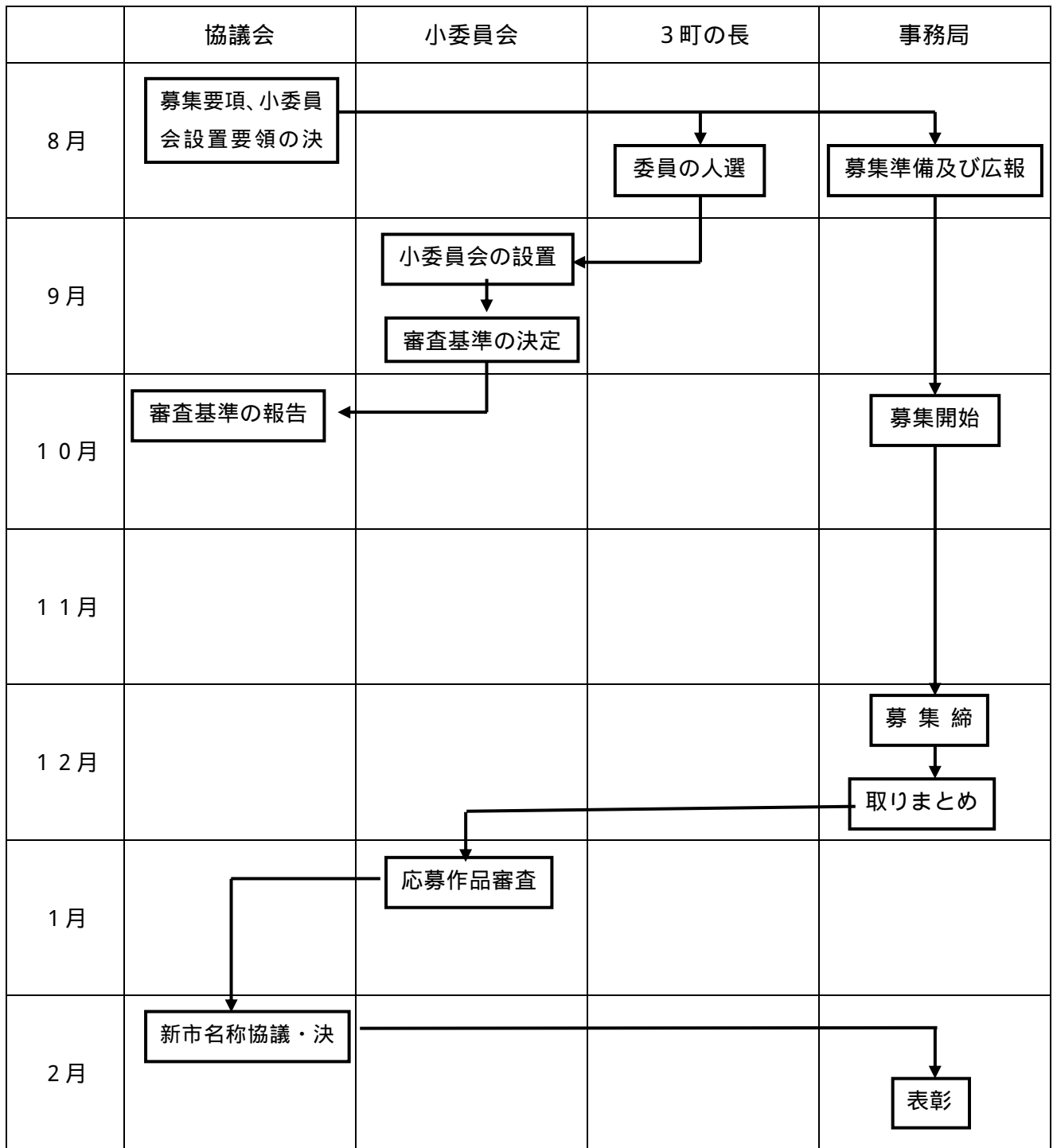
（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 月 日から施行する。（協議会での確認日から施行する）

新市名称選定スケジュール（案）



協議第10号

新市の事務所の位置について（庁舎の利用方法の確認）

庁舎の利用方法について、次のとおり提案する。

平成15年8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の事務所の位置については、合併時は3町の既存庁舎のいずれかの位置とする。
庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする。

平成 年 月 日確認

協議事項	新市の事務所の位置（庁舎の利用方法の確認）	関係項目
調整の内容	<p>新市の事務所の位置については、合併時は3町の既存庁舎のいずれかの位置とする。 庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする。</p>	

新市の事務所の位置（庁舎の利用方法の確認） 説明資料		
1. 現況		
天王町	昭和町	飯田川町
<p>天王町役場</p> <p>・住所 天王町天王字上江川47-100</p>	<p>昭和町役場</p> <p>・住所 昭和町大久保字堤の上1-3</p>	<p>飯田川町役場</p> <p>・住所 飯田川町下虻川字八ツ口70</p>
<p>・施設規模</p> <p>本庁舎（鉄筋コンクリート造2階建） 敷地面積 1,478.5 m² 延床面積 1,080 m²</p> <p>第2庁舎 敷地面積 831.85 m² 延床面積 292 m²</p> <p>追分出張所 敷地面積 2,605.42 m² 延床面積 991 m²</p>	<p>・施設規模</p> <p>鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 13,390 m² 延床面積 3,643.94 m²</p>	<p>・施設規模</p> <p>鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 6,500 m² 延床面積 1,996.16 m²</p>
<p>・竣工</p> <p>本庁舎 昭和40年 建設費 32百万円 第2庁舎 平成8年 改修費 6百万円 （旧職員会館建設年度 昭和48年建設費15百万円） 追分出張所 平成8年 改修費 1百万円 （勤労青少年ホーム建設年度昭和60年建設費 155百万円）</p>	<p>・竣工</p> <p>平成8年 建設費 1,313百万円</p>	<p>・竣工</p> <p>昭和58年 建設費 483百万円</p>
<p>・庁舎建設基金 332,655千円（14年度末）</p>	<p>・庁舎建設基金 なし</p>	<p>・庁舎建設基金 なし</p>
<p>・職員数 条例定数180人 実数165人</p>	<p>・職員数 条例定数117人 実数98人</p>	<p>・職員数 条例定数77人 実数71人</p>
<p>・庁舎内職員数 本庁舎57人 第2庁舎26人 追分出張所2人 合計 85人</p>	<p>・庁舎内職員数 73人</p>	<p>・庁舎内職員数 42人</p>

2．事務所の位置に関する根拠等について

1．事務所の位置設定根拠

地方自治法第4条第1項により、地方公共団体には、条例で事務所の位置を定めることが義務づけられています。天王町・昭和町・飯田川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置することにより、これまでの役場はなくなることになります。したがって、新市の発足までに事務所の位置を決定しておく必要があります。

事務所の位置とは、地方自治法で定める事務所のことで、必ずしも新庁舎を指すものではありません。

2．事務所の位置の決定基準

地方自治法第4条第2項に、事務所の位置の決定基準として「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮」をすべくことが挙げられています。

（参考）事務所の位置に関する関係法令

地方自治法より抜粋

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

新市の設置に伴い、事務所の位置は、本条の規定により設置された新市の条例により定めなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域にこれを準用する。

支所と称するのは、市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、衛生、土木その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃止せずして支所とする場合等であり、その組織は担当の職員が常時勤務することを要件とする。

新市の事務所の位置（庁舎の利用方法の確認） 説明資料

区分	内 容			
<p>3. 新市事務所の方式について</p> <p>総合窓口センターは、住民がよく利用する窓口業務を行う。 取扱業務の例 ・戸籍・住民票発行、税の納付、税証明、福祉・年金申請・農地転用申請、道路の維持管理、公営住宅・下水道加入等の申込、学校の転入転出、各種相談 等</p>	方 式	内 容	メリッ ト	デメリッ ト
	本庁方式	3町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	新庁舎を建設する必要がある。
	分庁方式	3町の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	既存施設の利用が可能である。	各事業を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率である。
	総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係町の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。

本庁方式

A 本 庁 舎

組織を庁舎（本庁）に集約

B支所

（総合窓口センター）

C支所

（総合窓口センター）

分庁方式

A 庁 舎

管理部門（総務・企画部門）
+ 総合窓口センター

B 庁 舎

市民生活・福祉部門
+ 総合窓口センター

C 庁 舎

産業・建設部門
+ 総合窓口センター

業務部門毎に振り分け利用する

総合支所方式

A 庁 舎

管理部門 + 事務局部門
+ 従来の行政機能

B 庁 舎

従来の行政機能

C 庁 舎

従来の行政機能

3町に従来の行政機能をそのまま残す

区 分	内 容
<p>4 . 先進地事例</p>	<p>つくば市 仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。</p> <p>北上市 新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内におくこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。</p> <p>あきる野市 合併協議会では、事務処理上の事務所に位置ということで旧秋川市役所の位置を選んだ。その後、旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を作らなければならなくなる」との由。</p> <p>篠山市 任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。</p> <p>西東京市 当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と称呼するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。</p> <p>あさぎり町 関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。</p> <p>東かがわ市 新町事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入 1847 番地 1 とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。</p> <p>千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (1)新町事務所の位置は、当分の間、六郷町六郷字上町 2 1 番地とする。 (2)現在の千畑町役場を千畑庁舎、現在の六郷町役場を六郷庁舎、現在の仙南村役場を仙南庁舎と呼称する。</p>

協議第 1 1 号

財産の取扱いについて（財産及び債務の取扱い）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 7 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

3 町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
ただし、基金については 3 町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 5

協議事項	財産の取扱い(財産及び債務の取扱い)	関係項目	
調整内容	3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。 ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。		

参考資料

この資料は、平成14年度の決算数字であり、この数値どおり新市に引き継がれるものではありません。

現況 (総括表)			
天王町	昭和町	飯田川町	
1. 財産			
(1) 公有財産			
土地	1,079,583.76㎡	土地	797,195.33㎡
建物	88,336.07㎡	建物	47,066.03㎡
動産	救助艇1艇	動産	なし
有価証券	165千円	有価証券	3,131千円
出資による権利	83,422千円	出資による権利	54,738千円
(2) 物品(車両)	43台	(2) 物品(車両)	33台
(3) 債権	82,988千円	(3) 債権	3,440千円
(4) 基金	1,337,982千円	(4) 基金	313,040千円
(5) 土地開発基金	155,526千円	(5) 土地開発基金(土地含)	30,000千円
2. 債務			
(1) 地方債現在高	14,815,042千円	(1) 地方債現在高	10,345,051千円
(2) 債務負担行為	249,322千円	(2) 債務負担行為	680,510千円
		(2) 債務負担行為	374,337千円

参考資料

現 況 (明 細 表)

1. 公有財産の状況

(1) 不動産(単位: m²)

平成14年度決算

区 分	土 地			建 物		
	行政財産	普通財産	合計	行政財産	普通財産	合計
天王町	868,858.42	199,667.03	1,068,525.45	86,951.59		86,951.59
昭和町	747,866.00	23,230.00	771,096.00	45,063.00		45,063.00
飯田川町	235,370.00	112,565.00	347,935.00	23,202.00	972.00	24,174.00
合 計	1,852,094.42	335,462.03	2,187,556.45	155,216.59	972.00	156,188.59

公有財産: 地方自治体が所有する不動産、船舶、地上権、特許権、債権などの財産をいう。

行政財産: 公有財産のうち、地方公共団体において現に公用若しくは公共の用に供し、又は供するものと決定した財産をいう。

普通財産: 行政財産以外の一切の公有財産。直接特定の行政目的のために供させるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場でこれを所有し、その経済価値を発揮させるために、管理する財産をいう。

公営企業関係の財産については、別に記載している。

土地の内訳(単位: m²)

平成14年度決算

区 分	行 政 財 産						普 通 財 産				
	役場庁舎	学 校	公営住宅	公 園	その他	合 計	山 林	原 野	宅 地	その他	合 計
天王町	1,979.42	193,670.08	92,457.65	89,181.21	491,570.06	868,858.42		10,958.24	5,316.54	183,392.25	199,667.03
昭和町	13,390.00	58,866.00	42,066.00	210,647.00	422,897.00	747,866.00	8,424.00	0.00	6,836.00	7,970.00	23,230.00
飯田川町	13,099.00	33,675.00	12,547.00	94,708.00	81,341.00	235,370.00	1,171.00	0.00	20,563.00	90,831.00	112,565.00
合 計	28,468.42	286,211.08	147,070.65	394,536.21	995,808.06	1,852,094.42	9,595.00	10,958.24	32,715.54	282,193.25	335,462.03

建物の内訳(単位: m²)

平成14年度決算

区 分	行 政 財 産						普通財産
	役場庁舎	学 校	公営住宅	公 園	その他	合 計	倉庫、その他
天王町	1,091.61	34,754.30	11,777.63	3,363.45	35,964.60	86,951.59	
昭和町	4,118.00	9,227.00	9,482.00	956.00	21,280.00	45,063.00	
飯田川町	2,328.00	5,921.00	3,025.00	551.00	11,377.00	23,202.00	972.00
合 計	7,537.61	49,902.30	24,284.63	4,870.45	68,621.60	155,216.59	972.00

参考資料

現 況 (明 細 表)

公営企業関係の財産(単位: m²)

平成14年度決算

区 分	土 地			建 物		
	事 務 所	そ の 他	合 計	事 務 所	そ の 他	合 計
天王町		11,058.31	11,058.31		1,384.48	1,384.48
昭和町		26,099.37	26,099.37		2,003.03	2,003.03
飯田川町						
合 計		37,157.68	37,157.68		3,387.51	3,387.51

道路の延長と面積(単位: mと千m²)

平成15年3月末現在

区 分	道路の延長(m)					道路の面積
	幅員 4.5m以上	幅員 4.5~2.5m	幅員 2.5~1.5m	橋梁	総延長	総面積(千m ²)
天王町	150,343	52,055	4,282	514	207,194	1,153
昭和町	71,545	27,242	6,225	383	105,395	590
飯田川町	37,018	18,539	2,840	514	58,911	292
合 計	258,906	97,836	13,347	1,411	371,500	2,035

(2) 動産

平成14年度決算

区 分	品 目	数 量
天王町	救 助 艇	1 艇
昭和町		
飯田川町		
合 計	救 助 艇	1 艇

動産: 一般的には不動産以外の一切のものであるが、このうち公有財産となる動産は、船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機、不動産及びの動産の従物に限られる。

参考資料

現 況 (明 細 表)

(3) 有価証券及び出資等に関する権利

有価証券(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	株 券	金 額	株 券	金 額	株 券	金 額	株 券	金 額	合 計
天王町	秋田放送(株)	95					秋田県食肉流通公社	70	165
昭和町	秋田放送(株)	195	東北電力(株)	166	湖東瓦斯(株)	2,700	秋田県食肉流通公社	70	3,131
飯田川町	秋田放送(株)	160			湖東瓦斯(株)	2,000	秋田県食肉流通公社	40	2,200

出資金等(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	天王町	昭和町	飯田川町
天王グリ-ソランド株式会社出資金	53,000		
昭和町総合開発株式会社出資金		35,000	
秋田県信用保証協会出捐金	11,286	7,458	5,398
秋田県国保団体連合会出資金	3,102	3,052	1,449
秋田県農業信用基金協会出捐金	2,890	1,860	1,170
秋田赤十字病院移転新築出捐金	3,948	2,019	1,127
秋田県国際交流協会出捐金		957	526
秋田県土地改良事業団体連合会出資金	750	720	370
秋田県漁業信用基金協会出資金	1,200		
秋田県栽培漁業協会出捐金	3,889		
その他	3,357	3,672	2,068
合 計	83,422	54,738	12,108

公有財産に含まれる出資による権利とは、公益法人、株式会社、有限会社等への出資又は出捐に伴う権利及び財団法人等に対する出捐金もこれに含まれる。

参考資料

現 況 (明 細 表)

2. 債権の状況(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	貸付金の名称	金額	貸付金の名称	金額
天王町	育英会奨学金	82,988		
昭和町	育英会奨学金	3,440		
飯田川町	飯田川町奨学資金	2,901		

一般会計の歳入に係る債権以外の債権を記入している。

3. 基金の状況(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	普通会計関係基金			特別会計関係基金		公営企業関係積立金	合計
	財政調整基金	減債基金	その他基金	国保財政調整基金	その他基金	水道事業	
天王町	622,150	63,518	567,314	70,000		15,000	1,337,982
昭和町	127,108	21,000	52,403	60,000	10,000	42,529	313,040
飯田川町	140,000	10,000	300,402	30,000	2,138		482,540

公営企業関係積立金には、平成14年度分未処分利益剰余金の額を含んでない。

その他の基金の内訳(単位:千円)

区 分	庁舎建設基金	地域福祉基金	中山間ふるさと水と土保全基金	観光(地域)振興基金	ふるさと創生基金等	小学校建築基金	合 計
天王町	332,655	210,000	7,500	10,515	6,644		567,314
昭和町		42,000				10,403	52,403
飯田川町		122,548	6,500	1,000	170,354		300,402

4. 土地開発基金(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	土 地	現 金	合 計
天王町		155,526	155,526
昭和町	24,838	5,162	30,000
飯田川町		59,245	59,245

参考資料

現 況 (明 細 表)

5. 地方債の状況

(1) 各会計の地方債残高(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	普通会計	介護保険事業会計	下水道会計	農集排事業会計	水道事業会計	合 計
天王町	5,055,503	65,634	6,920,278	664,114	2,109,513	14,815,042
昭和町	5,067,297	92,994	2,316,289	1,203,190	1,665,281	10,345,051
飯田川町	2,888,279	6,000	1,806,826	193,104		4,894,209

(2) 各会計の地方債残高のうち償還金が交付税に算入される額(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	天王町			昭和町			飯田川町		
	地方債残高	交付税算入額	算入率(%)	地方債残高	交付税算入額	算入率(%)	地方債残高	交付税算入額	算入率(%)
普通会計	5,055,503	2,750,939	54.4	5,067,297	1,863,818	36.8	2,888,279	1,363,358	47.2
介護保険事業会計	65,634	0	0.0	92,994			6,000	0	0.0
下水道会計	6,920,278	3,333,693	48.2	2,316,289	1,122,319	48.5	1,806,826	880,829	48.8
農集排事業会計	664,114	340,174	51.2	1,203,190	968,665	80.5	193,104	94,434	48.9
水道事業会計	2,109,513	379,397	18.0	1,665,281					
合 計	14,815,042	6,804,203	45.9	10,345,051	3,954,802	38.2	4,894,209	2,338,621	47.8

(3) 地方債を利用した主な事業(施設)とその地方債残高(単位:千円)

平成14年度決算

天王町		昭和町		飯田川町	
事業名(施設名)	地方債現在高	事業名(施設名)	地方債現在高	事業名(施設名)	地方債現在高
道路整備事業	1,474,856	町道整備事業	940,875	道路整備事業	96,476
公営住宅建設事業	42,161	公営住宅建設事業	675,353	公営住宅建設事業	128,274
義務教育施設整備事業	450,555	義務教育施設整備事業	535,786	小学校建設事業	375,208
鞍掛沼公園整備事業	471,614	庁舎建設事業	594,949	若竹幼児教育センター - 建設事業	361,200
ふれあい交流センター - (くら) 建設事業	937,996	農業基盤整備事業	234,934	保健福祉センター - 建設事業	306,654
集会所建設事業	71,547	農道整備事業	265,772	一般公共事業(ほ場整備)	381,890
町民剣道場建設事業	76,600	グラウンドゴルフ場整備事業	200,626	ふるさと林道整備事業	239,933
保健センター - 建設事業	63,014			有線放送施設整備事業	163,800
自転車駐輪場整備事業	43,240				
老人憩いの家建設事業	42,685				

参考資料

現 況 (明 細 表)

6. 債務負担行為の状況(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	限度額	平成14年度末までの支出済額	平成15年度以降支出予定額
天王町	884,191	634,869	249,322
昭和町	1,526,109	845,599	680,510
飯田川町	1,042,649	668,312	374,337

債務負担行為:地方公共団体が金銭給付を内容とする債務を負担する行為をいい、歳出予算が当該年度限りのものであるのに対し、債務負担行為は一般的には次年度以降において経費支出を伴うものがほとんどである。

債務負担行為の残高内訳表(単位:千円)

平成14年度決算

天王町		昭和町		飯田川町	
事業名(施設名)	債務負担行為残高	事業名(施設名)	債務負担行為残高	事業名(施設名)	債務負担行為残高
土地開発公社土地購入分	37,592	土地開発公社土地購入分	246,817	土地開発公社土地購入分	104,058
		コンピュータ-機器とソフト	46,927	コンピュータ-機器とソフト	58,753
土地開発公社製造・工事分	30,515	土地開発公社製造・工事分	23,414	土地開発公社製造・工事分	80,371
秋田組合病院新築補助金	121,730	秋田組合病院新築補助金	69,560	秋田組合病院新築補助金	26,934
農業関係利子補給補助金	1,833	白洲野地区水道布設工事負担金	12,681	農業関係利子補給補助金	39
ティサ-ビスセンター-建設整備資金償還助成金	57,652	農林水産関係モデル事業・利子補給	103,838	昭和町上水道工事負担金	1,173
		農道整備事業関係分	19,749	井川町上水道工事負担金	103,009
		土地開発会計土地取得分	157,524		
合 計	249,322	合 計	680,510	合 計	374,337

協議第12号

新市将来構想について

新市将来構想について、別紙のとおり提案する。

平成15年 8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

協議第13号

新市建設計画について（策定方針の確認）

新市建設計画の策定方針の確認について、次のとおり提案する。

平成15年 8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

新市建設計画策定方針（案）

1. 計画の名称

新市建設計画

2. 策定者

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

3. 計画の法的根拠

合併特例法第3条第1項に「市町村の合併をしようとする市町村は、以下省略」とされ、同法5条に市町村建設計画の作成手順及び記載項目例等が規定されています。

この市町村建設計画を基礎として、合併特例法により様々な財政措置が講じられることとなっています。

参考：合併特例法

（合併協議会の設置）

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 1 合併市町村の建設の基本方針
- 2 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 3 公共的施設の統合整備に関する事項
- 4 合併市町村の財政計画

4 . 計画策定の基本方針

1) 計画の趣旨

本計画は、天王町・昭和町・飯田川町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定する。

2) 計画の構成及び期間

本計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成し、平成17年度から平成26年度までの10か年の期間について定めるものとする。

3) 計画の内容

新市建設計画の策定に当たっては、平成15年8月完成する「新市将来構想」をベースにして、具体的な項目について肉付けを行うこととし、以下の項目に配慮して策定する。

3町が現在策定している基本構想及び国・県の計画等との整合性を図りながら、将来を展望した長期的視野に立ち、新市の将来進むべき方向を明確に定めるものとする。

公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランスに留意するとともに、本計画の実現性を高めるため、合併特例債など国・県の財政支援措置を十分活用しながら、健全な財政運営が可能な計画とする。

基本方針を実現するための主要事業については、法定協議会段階では、合併後の事業内容を、合併前に詳細に決定することは、困難が予想される。予算の確定や事業箇所決定、各事業間の優先度の判断など、不確定な部分が多岐に亘ることから、具体的な内容については、新市において検討するものとし、新市建設計画ではその大枠を定めるものとする。

5 . 計画の構成

第1章 序論

- 1 合併の必要性
- 2 計画策定の方針
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画の構成
 - (3) 計画の期間
 - (4) 行財政運営

第2章 地域の現況

- 1 地勢と沿革
- 2 人口
- 3 産業構造
- 4 公共施設等

第3章 新市建設の基本方針

- 1 新市の将来像
- 2 新市の基本目標
- 3 土地利用等
 - (1) 土地利用の方向
 - (2) 地域整備の方針
- 4 主要指標の見通し

第4章 新市の主要施策

- 1 環境と調和し快適で安らぎのあるまち
 - (1) 自然環境の保全
 - (2) 道路の整備
 - (3) 公共交通の充実
 - (4) 市街地の整備
 - (5) 上下水道の整備
 - (6) 住環境の整備
 - (7) 公園・緑地の整備
 - (8) 衛生環境の整備
 - (9) 消防・防災・交通安全の推進

2 安心して楽しく健やかに暮らせるまち

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 社会福祉の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 保険事業の充実

3 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光・レクリエーションの振興
- (4) 起業の促進・支援

4 生涯学び心豊かな人を育むまち

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 幼児・学校教育の充実
- (3) 文化、スポーツの振興

5 とともに支え温かにふれあえるまち

- (1) 地域コミュニティの推進
- (2) 男女共同参画社会の形成
- (3) 地域間・国際交流の推進
- (4) 情報化の推進

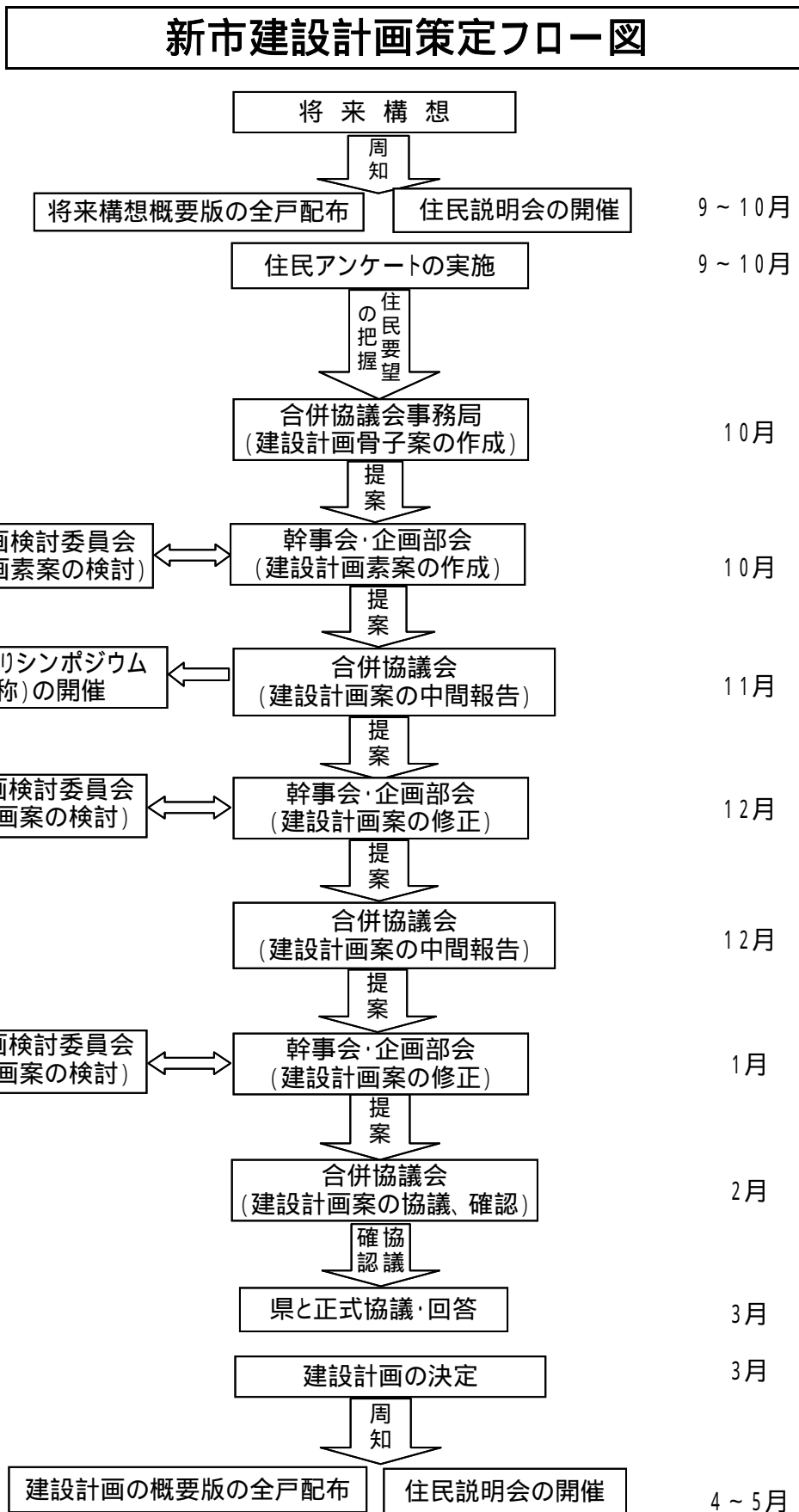
第5章 新市における県事業の推進

第6章 公共施設の適正配置と整備

第7章 財政計画

- 1 前提条件
- 2 前期財政計画
- 3 後期財政計画

6. 計画の策定体制



7. 新市建設計画の策定の進め方

- (1) 新市建設計画の骨子案の作成
協議会事務局が建設計画骨子案を作成する。
- (2) 「幹事会・企画部会」について
「幹事会・企画部会」は、協議会事務局が作成した建設計画骨子案に意見を述べ、建設計画素案を作成する。
- (3) 「新市建設計画検討委員会」について
「建設計画検討委員会」（以下、「検討委員会」）は、「幹事会・企画部会」が作成した建設計画素案を、検討し意見を述べる。
「検討委員会」は必要に応じて開催する。
- (4) 「協議会」について
「協議会」は、「検討委員会」が検討した建設計画案を協議する。最終確認後、新市建設計画を県へ提出する。
- (5) 計画素案に反映させる事項について
ア「協議会」が実施する「住民アンケート調査」の結果を、計画素案に反映させる。
イ「協議会」が実施する「まちづくりシンポジウム（仮称）」の参加者の意見を、計画素案に反映させる。
ウ構成市町村が実施した市町村合併に関する住民意識調査の結果と住民説明会の意見を、計画素案に反映させる。

建設計画（案）作成に当たり、分析、検証等について、委託業者を各会議に出席させ共同作業で行う。

8. 新市建設計画の成果品（予定）

- (1) 本編 A4版、70ページ程度
- (2) 概要版（ダイジェスト版） A4版、20ページ程度

9. 住民意見の聴取等

- (1) 住民説明会（各町主催）
 - 実施期間：平成15年9月～
 - 実施日等：会場、日時、日程は各町で設定
 - 説明趣旨：将来構想の概要版で内容説明及び新市建設計画の策定手順

- (2) 新市建設計画検討委員会の開催
 - 実施期間：平成15年9月～
 - 設置要綱：別紙

- (3) 新市に向けた住民アンケートの実施
 - 実施時期：平成15年9月（予定）
 - 開催要項：別紙

- (4) 新市まちづくりシンポジウム（仮称）の開催
 - 実施時期：平成15年11月（予定）
 - 開催要項：検討中

- (5) 住民説明会（各町主催）
 - 実施期間：平成16年4月～
 - 実施日等：会場、日時、日程は各町で設定
 - 説明趣旨：「新市建設計画」の概要版で内容説明

新市建設計画検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町（以下「3町」という。）の合併後の新市建設計画案（以下「建設計画案」という。）を策定するため、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）は協議会規約第18条に基づき、新市建設計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、建設計画案に関し意見を述べ、必要な事項の検討を行うものとする。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員18名で組織する。

2 委員は、3町の町民 各6名 を協議会の会長が委嘱する。

（役員）

第4条 検討委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 2名

2 役員は、委員となる者の互選により定めるものとする。

（職務）

第5条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の3町の関係職員等の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

（会議の傍聴）

第8条 検討委員会の会議の傍聴については、協議会会議傍聴規程の例による。

（報酬、費用弁償及び旅費の額）

第9条 検討委員会の委員等の報酬、費用弁償及び旅費の額並びに支給方法については、協議会報酬及び費用弁償に関する規程の例による。

（庶務）

第10条 検討委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年 月 日から施行する。

新市建設計画策定に係るアンケート調査（案）

1 目 的

新市建設計画の策定に当たり、天王町・昭和町・飯田川町の住民意向を把握するため、アンケート調査を実施する。

2 実施時期（目標）

- ・平成15年 9月中旬 / 調査表の配布
- ・平成15年10月上旬 / 調査表の回収
- ・平成15年10月中旬 / 集計・分析

3 調査対象

3町の15歳以上の住民に対し年代別男女別に10%を抽出し調査する

4 調査表の配布及び回収方法

- ・各町の協力を得て、対象者の選定を行う
- ・配布及び回収は郵送にて行う

5 調査内容

- ・ 公共施設の広域利用状況
- ・ 合併に向けての取り組み状況
- ・ 合併への期待、効果、懸念事項
- ・ 町の現状認識・将来の発展には何が必要か
- ・ 優先的に取り組むべき施策や施設整備
- ・ その他自由記載（意見，要望，提言等）等

6 そ の 他

- ・ 新市建設計画に、住民の意見や意向を反映させていくことを説明。
- ・ 調査結果は、合併協議会の場及び広報紙、ホームページにより公表する。

住民説明会開催計画（案）

説明会場（案）

天王町（5カ所）

1. 追分地区（勤労青少年ホーム）
2. 出戸地区（出戸新町ことぶき荘）
3. 二田地区（天王町公民館）
4. 湖岸地区（羽立ことぶき荘）
5. 天王地区（天王ことぶき荘）

昭和町（4カ所）

1. 中央地区（昭和町農村環境改善センター）
2. 西部地区（湖南交流センター）
3. 南部地区（南部児童館）
4. 豊川地区（豊川コミュニティホーム）

飯田川町（3カ所）

1. 下虻川地区（飯田川町公民館）
2. 和田妹川・金山地区（和田妹川公民館）
3. 飯塚地区（飯塚児童館）

将来構想説明会 平成15年9月頃開催
建設計画説明会 平成16年4月頃開催

シンポジウムの開催〔まちづくりシンポジウム（仮称）〕（案）

開催期日 平成15年11月頃
開催場所 （1カ所選定）
天王町総合体育館
又は羽城中学校視聴覚ホール
講師等 講師 1名（合併市長か大学教授）
パネリスト 名（各町 名+有識者 名）

協議第14号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 3町で差異のない税制については、現行のとおりとする。
2. 3町で差異のある税制については、平成17年度より次のとおり統一する。
 - (1) 固定資産税の納期については、天王町及び飯田川町の例による。
 - (2) 軽自動車税の納期については、天王町及び昭和町の例による。
 - (3) 入湯税については、天王町の例による。
 - (4) 鉱産税については、昭和町の例による。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	個人市民税・法人市民税
調整内容	個人町民税・法人町民税とも3町に差異がないことから現行のとおりとする。		

現		況		具体的な調整方法
天王町		昭和町		
個人町民税		個人町民税		
納税義務者	町内に住所がある人 均等割・所得割 町内に住所はないが、事務所、事業所又は 家屋敷がある人 均等割	納税義務者	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第294条]
均等割税率	(標準税率) 2,000円	均等割税率	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第310条]
所得割税率	(標準税率) 200万以下 3% 200万超700万以下 8% 700万超 10%	所得割税率	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第314条の3・ 本法附則第40条の第5項]
納期	第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日	納期	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第320条]
法人町民税		法人町民税		
納税義務者	町内に事務所、又は事業所を有する法人 均等割・法人税割	納税義務者	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第294条]
均等割税率	(標準税率) 1号法人 3,000,000円 2号法人 1,750,000円 3号法人 410,000円 4号法人 400,000円 5号法人 160,000円 6号法人 150,000円 7号法人 130,000円 8号法人 120,000円 9号法人 50,000円	均等割税率	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第312条]
法人税割税率	(標準税率) 12.3%	法人税割税率	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第314条の6]

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	固定資産税
調整内容	固定資産税については、3町とも差異がないことから現行のとおりとする。ただし、納期については、天王町及び飯田川町の例による。		

現		況		具体的な調整方法	
天王町		昭和町			飯田川町
固定資産税		固定資産税		固定資産税	
納税義務者	1月1日現在、町内に所在する固定資産の所有者	納税義務者	左記に同じ	納税義務者	左記に同じ
税率	(標準税率) 1.4%	税率	左記に同じ	税率	左記に同じ
免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	免税点	左記に同じ	免税点	左記に同じ
納期	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日	納期	5月1日～5月31日 7月1日～7月31日 9月1日～9月30日 12月1日～12月25日	納期	5月1日～5月31日 7月1日～7月31日 9月1日～9月30日 11月1日～11月30日
					現行(地方税法)のとおり [地方税法第343条] 現行(地方税法)のとおり [地方税法第350条] 現行(地方税法)のとおり [地方税法第351条] 天王町及び飯田川町の例 による

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
調整内容	軽自動車税は、3町とも差異がないことから現行のとおりとする。ただし、納期については、天王町及び昭和町の例による。		

		現		況				具体的な調整方法																																																				
		天王町		昭和町		飯田川町																																																						
軽自動車税				軽自動車税		軽自動車税																																																						
納税義務者	4月1日現在、原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者			納税義務者	左記に同じ	納税義務者	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第442条の2]																																																				
税率 (標準税率)				税率	左記に同じ	税率	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [地方税法第444条]																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自動車</td> <td colspan="2">50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3輪以上のもので20cc超</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td colspan="2">2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪以上</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特小型</td> <td colspan="2">農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		税額	原動機付 自動車	50cc以下		1,000円	90cc以下		1,200円	125cc以下		1,600円	3輪以上のもので20cc超		2,500円	軽自動車	2輪		2,400円	3輪		3,100円	4輪以上	乗用	営業用	5,500円		自家用	7,200円	貨物	営業用		3,000円	自家用		4,000円	専ら雪上を走行するもの		2,400円	特小型	農耕作業用		1,600円	その他のもの		4,700円	2輪の小型自動車		4,000円								
区分	種別		税額																																																									
原動機付 自動車	50cc以下		1,000円																																																									
	90cc以下		1,200円																																																									
	125cc以下		1,600円																																																									
	3輪以上のもので20cc超		2,500円																																																									
軽自動車	2輪		2,400円																																																									
	3輪		3,100円																																																									
	4輪以上	乗用	営業用	5,500円																																																								
			自家用	7,200円																																																								
	貨物	営業用		3,000円																																																								
		自家用		4,000円																																																								
	専ら雪上を走行するもの		2,400円																																																									
特小型	農耕作業用		1,600円																																																									
	その他のもの		4,700円																																																									
2輪の小型自動車		4,000円																																																										
賦課期日	4月1日	賦課期日	左記に同じ	賦課期日	左記に同じ	賦課期日	左記に同じ	現行(地方税法)のとおり																																																				
納期	4月11日～4月30日	納期	左記に同じ	納期	5月1日～5月31日	納期	5月1日～5月31日	天王町及び昭和町の例 による。[地方税法第445条]																																																				
身体障害者等に対する減免	<p>身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。(1台に限る)</p> <p>構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの</p>				左記に同じ		左記に同じ	現行(地方税法)のとおり [天王町町税条例第86条]																																																				

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	入湯税
調整内容	入湯税については、天王町の例による。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
入湯税	入湯税	入湯税	天王町の例による。 天王町入湯税条例第3条
納税義務者	なし	なし	
税率			
課税免除			
徴収の方法			
	鉱泉浴場の入湯客		
	入湯客1人1日につき150円(標準)		
	1.年齢12歳未満の者		
	特別徴収		

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	市たばこ税・鉱産税・特別土地保有税
調整内容	市たばこ税については、3町とも差異がないことから現行のとおりとする。 鉱産税については、昭和町の例による。 特別土地保有税については、3町とも差異がないことから現行のとおりとする。		

現況				具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町		
町たばこ税	町たばこ税	町たばこ税		現行(地方税法)のとおり [地方税法第465条] [地方税法第468条本法附則第30条の1] [地方税法第472条]
納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ		
税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円	税率 左記に同じ	税率 左記に同じ		
徴収の方法 旧3級品 1,000本につき1,412円 申告納付	徴収の方法 左記に同じ	徴収の方法 左記に同じ		
鉱産税 なし	鉱産税 納税義務者 鉱物の掘採事業の鉱業者 税率 鉱物の価格の1% 200万円以下0.7% 納期 毎月15日～同月末日	鉱産税 なし		昭和町の例による [地方税法第519条] [地方税法第520条] [市町村条例(例)第105条]
特別土地保有税	特別土地保有税	特別土地保有税		現行(地方税法)のとおり (当面の間、課税されない) [地方税法第585条]
保有・取得	保有・取得	保有・取得		
納税義務者 土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	納税義務者 左記のとおり	納税義務者 左記のとおり		
課税標準 土地の取得価額	課税標準 左記のとおり	課税標準 左記のとおり		[地方税法第593条] [地方税法第594条]
税率 保有分 1.4%	税率 左記のとおり	税率 左記のとおり		
取得分 3%				
免税点 5,000㎡	免税点 左記のとおり	免税点 左記のとおり		[地方税法第595条] [地方税法第598条]
徴収方法 申告納付	徴収方法 左記のとおり	徴収方法 左記のとおり		
遊休土地	遊休土地	遊休土地		
納税義務者 遊休土地の所有者	納税義務者 左記のとおり	納税義務者 左記のとおり		[地方税法第621条] [地方税法第622条] [地方税法第623条] [地方税法第625条]
課税標準 時価又は取得価額のいずれか高い金額	課税標準 左記のとおり	課税標準 左記のとおり		
税率 1.4%	税率 左記のとおり	税率 左記のとおり		
徴収の方法 申告納付	徴収の方法 左記のとおり	徴収の方法 左記のとおり		

地方税の概要

1 市民税

市民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、その概要は、次のとおりとなっている。

(1) 個人市民税

個人市民税は、1月1日において市内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等が同じであるため、納税義務者の便宜を図る観点から、市がこれらを合わせて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が2,500円、その他の市が2,000円となっている。(個人県民税の税率は、1,000円。)

なお、3町にあっては、全て標準税率を適用しているが、新市になった場合も、その税率は2,000円となる。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。(個人県民税は、700万円までの部分が2%、700万円超の部分が3%。)

なお、3町にあっては、全て標準税率を適用している。

標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。

(2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無に係わらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は、標準税率の1.2倍までとなっている。(法人県民税の税率は、資本等の金額に応じて、5段階。)

なお、3町にあっては、全て標準税率を適用している。

法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%、までとなっている。(法人県民税の税率は、資本(出資)金額が1億円を超える法人、法人税額が年1,000万円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社が5.8%、その他の法人が5%。)

なお、3町にあっては、全て標準税率を適用している。

制限税率：地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法定されている税率。

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は、1.4%、制限税率は、2.1%となっている。

なお、3町にあつては、全て標準税率を適用している。

3 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てられる目的税であり、1月1日において市内の市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する。

税額の策定方法等は、固定資産税と概ね同じであり、制限税率は、0.3%となっている。

なお、3町のうち、都市計画税を課税している町はないので、当面の間、新市においても適用はしない。

4 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、種別、総排気量等に応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準課税の1.2倍までとなっている。なお、3町は、全て標準税率を適用している。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、未利用地の有効活用を促進することを目的とする税金であり、1月1日において市内に一定規模以上の土地を保有する者及び1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を一定規模以上取得した者に対して課税する。

税額は、保有分にあつては、保有する土地の取得価格に一定税率である1.4%を乗じたものから固定資産税相当額を控除することにより、取得分にあつては、取得した土地の取得価格に一定税率である3%を乗じたものから不動産取得税相当額を控除することにより、算定する。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率。

6 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定税率となっており、1,000本につき、2,977円、(旧三級品の紙巻たばこは1000本につき1,412円)となっている。

7 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯客の入場行為に対して市が課する目的税である。この税は目的税であるので、納入された税は環境衛生施設、観光施設等の整備に充てられる目的財源となるものである。徴収は特別徴収の方法による。標準税率は1人1日につき150円である。

8 鉍産税

鉍産税は、鉍物の採掘の事業に対し、鉍物の価格を課税標準として市町村が課す税である。事業所が二以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して課税標準の分割を行うこととされている。徴収は、申告納付の方法により行い、地方税法に標準税率の定めがある。税率は鉍物価格の1%で、200万円以下については0.7%である。

地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（地方税の不均一課税）

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（地方団体の課税権）

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定に形式）

第 3 条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をす
るには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第 5 条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

（第 3 項から第 5 項 省略）

6 市町村は、前 2 項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 入湯税
- (3) 国民健康保険税

協議第15号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（決定方法の確認）

議会議員の定数及び任期の決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い(決定方法の確認)	関係項目	
調整内容	議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定する。		

議会議員の定数及び任期の取扱い(決定方法の確認)説明資料

現 況					
天王町		昭和町		飯田川町	
定 数	20人	定 数	18人	定 数	16人
任期満了日	平成19年2月15日	任期満了日	平成17年9月29日	任期満了日	平成18年10月29日

参考資料 議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

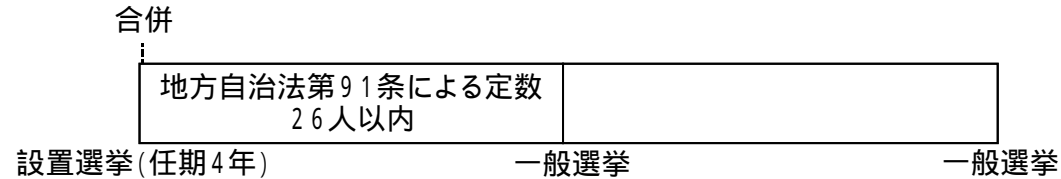
	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例
天王町	26	20	26 × 2	20
昭和町	18	18		18
飯田川町	18	16		16
計	62	54	52	54

(単位:人)

人口 (平12国調)	任期
21,687	H19.2.15
8,997	H17.9.29
5,027	H18.10.29
35,711	

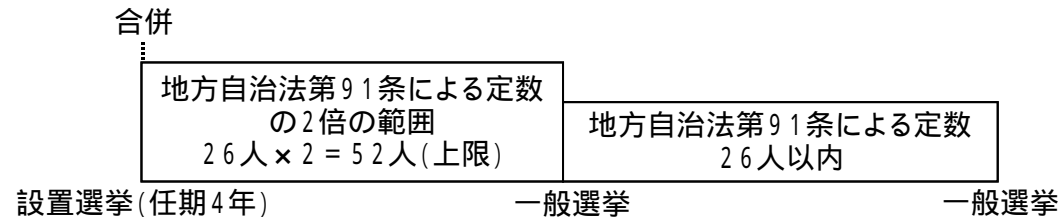
2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。



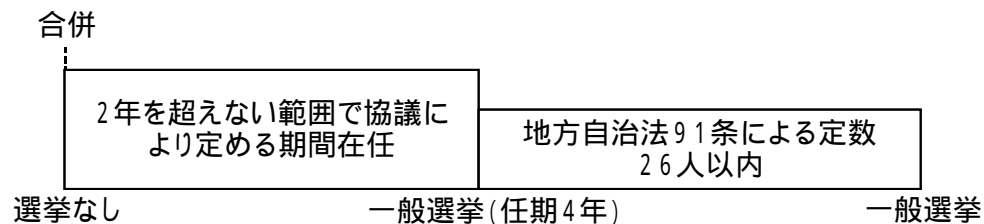
3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。



4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。



地方自治法（抜粋）

[市町村議会の議員の定数]

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一 人口2千未満の町村	12人
四 人口1万以上2万未満の町村	22人
五 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人

7 第7条第1項の規程のより市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規程により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

[議会の議員の在任に関する特例]

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会に議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該市町村の議会の議員である者の数が地方自治法91条の規定による定数を超えるときは、同条の規程にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

他市の事例

県内9市の議会議員の定数

	人口	法定上限数A	定数B	B A
秋田市	317,625	46人	42人	4人
能代市	53,266	30	26	4
横手市	40,521	26	26	
大館市	66,293	30	28	2
本荘市	45,724	26	24	2
男鹿市	30,469	26	22	4
湯沢市	34,963	26	24	2
大曲市	39,615	26	24	2
鹿角市	39,144	26	24	2

最近の先行事例

	在任特例期間	定数
東かがわ市 （平成15年4月合併 香川県） 平12国調人口 37,761人	2年	26人
山梨市 （平成15年4月合併 岐阜県） 平12国調人口 30,951人	1年1月	22人
瑞穂市 （平成15年5月合併予定 岐阜県） 平12国調人口 46,571人	1年	20人
いなべ市 （平成15年12月合併予定 三重県） 平12国調人口 45,360人	2年	24人
本巣市 （平成16年2月合併予定 岐阜県） 平12国調人口 33,900人	1年7月	21人
老枝市 （平成16年3月合併予定 長崎県） 平12国調人口 33,538人	2年	26人
阿賀野市 （平成16年3月合併予定 新潟県）	8月	26人

法定上限数（地方自治法第91条）は、次のとおり。

人口2千人未満の町村	12人
人口2千以上5千未満の町村	14人
人口5千以上1万未満の町村	18人
人口1万以上2万未満の町村	22人
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
人口5万以上10万未満の市	30人
人口10万以上20万未満の市	34人
人口20万以上30万未満の市	38人
人口30万以上50万未満の市	46人

先進事例

秋田県内

仁賀保町・金浦町・象潟町（平成 16 年 3 月 31 日新設合併予定）

3 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 ヶ月（平成 17 年 4 月 30 日まで）引き続き新市の議会の議員として在任する。新市の議会議員の定数は、26 人とする。継続協議 小委員会は設けず。

大曲・仙北（平成 17 年 3 月 22 日新設合併予定）

関係市町村議会議長 8 人による小委員会を設置し、定数及び任期について調査、検討し協議会へ諮る。

田沢湖・角館・西木（平成 17 年 3 月 31 日新設合併予定）

関係市町村住民代表 9 人による小委員会を設置し、定数及び任期について調査、検討し協議会に報告し協議会で決定する。

協議第16号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（決定方法の確認）

農業委員会委員の定数及び任期の決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年8月27日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

農業委員会委員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（決定方法の確認）	関係項目	
調整の内容	農業委員会委員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定する。		

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（決定方法の確認） 説明資料					
1. 現在の農業委員会委員の数及び任期					
天王町		昭和町		飯田川町	
* 総数	17人	* 総数	15人	* 総数	15人
選挙による委員	10人（定数10人）	選挙による委員	11人（定数11人）	選挙による委員	11人（定数12人）
選任による委員	7人	選任による委員	4人	選任による委員	4人
・農業協同組合推薦	1人	・農業協同組合推薦	1人	・農業協同組合推薦	1人
・農業共済組合推薦	1人	・農業共済組合推薦	1人	・農業共済組合推薦	1人
・町議会推薦	5人	・町議会推薦	2人	・町議会推薦	2人
* 任期満了日	平成17年7月19日	* 任期満了日	平成17年7月19日	* 任期満了日	平成17年7月19日
農地面積（ha）	1,499	農地面積（ha）	977	農地面積（ha）	648
農家数（戸）	726	農家数（戸）	766	農家数（戸）	362

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新市に 1 つの委員会を置く 場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3 年	農業委員会等に関する法律第 3 条、第 7 条及び第 15 条の各第 1 項
	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により 80 を超えず 10 を下らない数（注）	合併後 1 年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第 3 条、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項、第 2 項

在任特例の場合

【参考】合併後の農業委員会の委員

選挙による委員 《32人》

*現在の3町の農業委員が、合併の日から1年を超えない範囲で引き続き在任する。
「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号」

天王町 10人

昭和町 11人

飯田川町 11人

選任による委員 《8人以内》

*現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任する。
「農業委員会等に関する法律第12条第1項」

農業協同組合が推薦した理事 2人

農業共済組合が推薦した理事 1人

市議会が推薦した学識経験者 5人以内

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）

（設置）

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10 人から 40 人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（昭 29 法 185・昭 32 法 72・昭 55 法 67・平 11 法 87・一部改正）

（選任による委員）

第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（1）農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合組合ごとに推薦した委員（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の経営管理委員会を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各 1 名

（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 名以内

（委員の任期）

第 15 条 選挙による委員の任期は、3 年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第 19 条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第 12 条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第 12 条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（昭 29 法 185・昭 32 法 72・一部改正）

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）

（2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第 2 条 法第 3 条第 5 項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては 360 ヘクタール、都府県にあつては 90 ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10 アール(北海道にあつては、30 アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が 1,100 以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40 人以下

(昭 32 政 131・追加、昭 38 政 171・昭 41 政 90・昭 55 政 221・平 10 政 176・平 11 政 416・一部改正)

市町村の合併に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

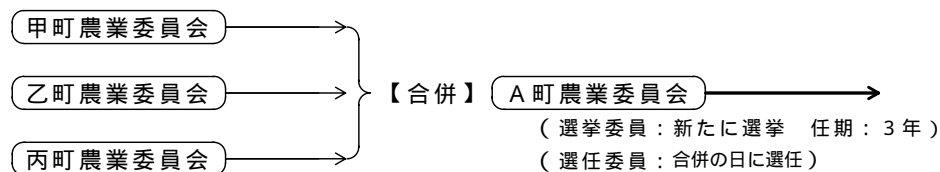
農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容

(1) 新設合併の場合

(ア) 「合併後 1 農業委員会を設置」(原則)

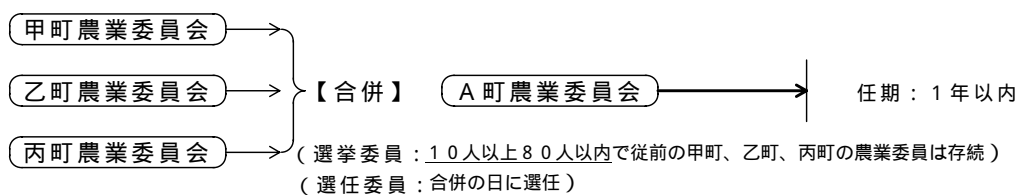
合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い) 新設の市町村につき 1 個の農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から 50 日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日に選任する。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第 11 条、「公職選挙法」第 33 条第 3 項
- ・「農業委員会等に関する法律」第 12 条



(イ) 「合併後 1 農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10 人以上 80 人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後 1 年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10 人以上 80 人以下で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。)



また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日に選任する必要があります。

先進事例

秋田県内

仁賀保町・金浦町・象潟町（平成 16 年 3 月 31 日新設合併予定）

3 町の農業委員会委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併の日から 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。小委員会は設けず。

大曲・仙北（平成 17 年 3 月 22 日新設合併予定）

継続協議

田沢湖・角館・西木（平成 17 年 3 月 31 日新設合併予定）

関係市町村住民代表 9 人による小委員会を設置し、定数及び任期について調査、検討し協議会に報告し協議会で決定する。

次回開催日について

第4回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年9月25日(木) 午後2時～

開催場所 昭和町 農村環境改善センター

第5回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年10月24日(金) 午後2時～

開催場所 天王町 福祉センター

第6回協議会以降の開催予定

回数	開催期日	時間	場所	備考
第6回	11月14日	午後2時	飯田川町役場正庁	
第7回	11月28日	午後2時	昭和町農村環境改善センター	
第8回	12月25日(木)	午後2時	天王町福祉センター	
第9回	1月23日	午後2時	飯田川町役場正庁	
第10回	2月13日	午後2時	昭和町農村環境改善センター	
第11回	2月27日	午後2時	天王町福祉センター	
第12回	3月26日	午後2時	飯田川町役場正庁	

なお、原則毎月第4金曜日とし、協議事項が多数想定される時期については月2回となります。
また、都合により日程や開催場所を変更する場合は、随時連絡いたします。